

1.埋め立てた廃棄物の種類及び数量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号イに規定する項目

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃ごみ	t	0											
側溝汚泥	t	0											

2.擁壁点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ロに規定する項目

点検年月日	4/30			
擁壁・調整池点検	異状なし			
措置を講じた日	—			
措置の内容	—			

3.遮水工点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ハに規定する項目

点検年月日	4/30			
遮水工点検	異状なし			
措置を講じた日	—			
措置の内容	—			

4.水質悪化に対する措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ホに規定する項目

措置を講じた日	
措置の内容	

5.調整池点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ヘに規定する項目

点検年月日	4/30			
遮水工点検	異状なし			
措置を講じた日	—			
措置の内容	—			

6.浸出液処理設備点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号トに規定する項目

点検年月日	4/30											
遮水工点検	異状なし											
措置を講じた日	—											
措置の内容	—											

7.残余の埋立容量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号リに規定する項目

測定年月日	単位	4/1
残余埋立容量	m³	552万

8.処理水水質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号二に規定する項目

月1回測定している項目

試料採取日	4/16												基準値
結果の得られた日	5/2												
水素イオン濃度（水素指数）	7.5												5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量（mg/L）	1.0												60以下
化学的酸素要求量（mg/L）	1.6												
浮遊物質質量（mg/L）	1												60以下
窒素含有量（mg/L）	1.7												120(日平均60)以下

年1回測定している項目

試料採取日	結果の得られた日	項目	測定結果	基準値
		アルキル水銀化合物（mg/L）		検出されないこと
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（mg/L）		0.005以下
		カドミウム及びその化合物（mg/L）		0.03以下
		鉛又はその化合物（mg/L）		0.1以下
		有機磷化合物（mg/L）		1以下
		六価クロム化合物（mg/L）		0.5以下
		砒素及びその化合物（mg/L）		0.1以下
		シアン化合物（mg/L）		1以下
		ポリ塩化ビフェニル（mg/L）		0.003以下
		トリクロロエチレン（mg/L）		0.1以下
		テトラクロロエチレン（mg/L）		0.1以下
		ジクロロメタン（mg/L）		0.2以下
		四塩化炭素（mg/L）		0.02以下
		一・二-ジクロロエタン（mg/L）		0.04以下
		一・一-ジクロロエチレン（mg/L）		1以下
		シス-一・二-ジクロロエチレン（mg/L）		0.4以下
		一・一・一-トリクロロエタン（mg/L）		3以下
		一・一・二-トリクロロエタン（mg/L）		0.06以下
		一・三-ジクロロプロペン（mg/L）		0.02以下
		チウラム（mg/L）		0.06以下
		シマジン（mg/L）		0.03以下
		チオベンカルブ（mg/L）		0.2以下
		ベンゼン（mg/L）		0.1以下
		セレン及びその化合物（mg/L）		0.1以下
		一・四-ジオキサン（mg/L）		0.5以下
		ほう素及びその化合物（mg/L）		50以下
		ふっ素及びその化合物（mg/L）		15以下
		アンモニア、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※（mg/L）		200以下
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）		鉱油5以下、動植物油30以下
		フェノール類含有量（mg/L）		5以下
		銅含有量（mg/L）		3以下
		亜鉛含有量（mg/L）		2以下
		溶解性鉄含有量（mg/L）		10以下
		溶解性マンガン含有量（mg/L）		10以下
		クロム含有量（mg/L）		2以下
		大腸菌群数（個/mL）		日平均3000以下
		磷含有量（mg/L）		16(日平均8)以下
		ダイオキシン類（pg-TEQ/L）		10以下

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

9.周縁地下水の水質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号二に規定する項目

月1回測定している項目

井戸A

試料採取日	4/16											
結果の得られた日	5/2											
水素イオン濃度（水素指数）	6.8											
塩化物イオン濃度（mg/L）	4											
電気伝導率（mS/cm）	0.071											

井戸B

試料採取日	4/16											
結果の得られた日	5/2											
水素イオン濃度（水素指数）	7.5											
塩化物イオン濃度（mg/L）	12											
電気伝導率（mS/cm）	0.20											

年1回測定している項目

試料採取日	結果の得られた日	井戸A	井戸B	地下水環境基準
		アルキル水銀化合物（mg/L）		検出されないこと
		総水銀（mg/L）		0.0005以下
		カドミウム及びその化合物（mg/L）		0.003以下
		鉛又はその化合物（mg/L）		0.01以下
		六価クロム化合物（mg/L）		0.05以下
		砒素及びその化合物（mg/L）		0.01以下
		全シアン（mg/L）		検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル（mg/L）		検出されないこと
		トリクロロエチレン（mg/L）		0.01以下
		テトラクロロエチレン（mg/L）		0.01以下
		ジクロロメタン（mg/L）		0.02以下
		四塩化炭素（mg/L）		0.002以下
		一・二-ジクロロエタン（mg/L）		0.004以下
		一・一-ジクロロエチレン（mg/L）		0.1以下
		一・二-ジクロロエチレン（mg/L）		0.04以下
		一・一・一-トリクロロエタン（mg/L）		1以下
		一・一・二-トリクロロエタン（mg/L）		0.006以下
		一・三-ジクロロプロペン（mg/L）		0.002以下
		チウラム（mg/L）		0.006以下
		シマジン（mg/L）		0.003以下
		チオベンカルブ（mg/L）		0.02以下
		ベンゼン（mg/L）		0.01以下
		セレン及びその化合物（mg/L）		0.01以下
		一・四-ジオキサン（mg/L）		0.05以下
		クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）（mg/L）		0.002以下
		ダイオキシン類（pg-TEQ/L）		1以下